三　立入りの目的
四　特定所有者不明土地の所在及び地番
五　特定所有者不明土地の所有者の全部又は一部を確知することができない事情
六　立ち入ろうとする期間

2　前項の立入許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　申請者の住民票の写し又はこれに代わる書類（申請者が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書。次条第二項第一号において同じ。）
二　特定所有者不明土地の所有者の探索の過程において得られた前項第六号に掲げる事項を明らかにする書類
三　特定所有者不明土地の写真

（障害物の伐採等の許可の申請手続）

第五条　法第七条第一項の規定による許可の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した伐採等許可申請書を障害物の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一　申請者の氏名又は名称及び住所
二　事業の種別
三　伐採等の目的
四　特定所有者不明土地の所在及び地番
五　障害物の種類及び数量
六　障害物の確知所有者の氏名又は名称及び住所
七　伐採等の方法及び範囲
八　伐採等をしようとする期間

2　前項の伐採等許可申請書には、次に掲げる書類（申請者が国又は地方公共団体である場合にあっては、第一号に掲げるものを除く。）を添付しなければならない。

一　申請者の住民票の写し又はこれに代わる書類
二　障害物の写真
三　障害物の位置を表示する図面

（障害物の伐採等の公告及び通知の方法）

第六条　法第七条第二項の規定による公告は、官報、公報その他所定の手段により行わなければならない。

2　法第七条第二項の規定による通知は、文書により行わなければならない。

（新設）

（現状を著しく損傷しない場合の障害物の伐採等の許可の申請手続）

第七条　第五条の規定は、法第七条第三項の規定による許可の申請について準用する。

（新設）

（現状を著しく損傷しない場合の障害物の伐採等の公告及び通知の方法）

第八条　第六条第一項の規定は、法第七条第三項の規定による公告について準用する。

2　第六条第二項の規定は、法第七条第三項の規定による通知について準用する。

（新設）

（証明書等の様式）

第九条　法第八条第一項に規定する証明書の様式は、別記様式第一によるものとする。

2　法第八条第一項に規定する書面の様式は、別記様式第二によるものとする。

3　法第八条第二項に規定する証明書の様式は、別記様式第三によるものとする。

4　法第八条第二項に規定する書面の様式は、別記様式第四によるものとする。

（新設）

（裁決申請書の様式）

第十条　令第五条の国土交通省令で定める様式は、別記様式第五によるものとする。

（新設）

第二款　裁定による特定所有者不明土地の使用

（物件所有者確知必要情報を保有すると思料される者）

第十一条　令第六条第二号の国土交通省令で定める者は、次に掲げるものとする。ただし、第二号、第三号、第六号イ並びに第七号イ及びロに掲げる者については、令第一条第一号から第四号まで、令第六条第一号から第四号まで及び令第七条第一号から第四号までに掲げる措置により判明したものに限る。

一　当該物件を現に占有する者
二　当該物件に関し所有権以外の権利を有する者
三　当該物件がある土地に関し所有権その他の権利を有する者

（新設）